

## 附属学校園の運営について

### 附属学校運営会議について

学部長が議長となり、副学部長（附属学校園担当）が副議長となります。その他、各校園長、各副校園長、学校教育課程主任、地域文化学科主任、教育実践研究支援センター長、事務長、事務室長などで構成されています。

附属学校園の運営に対して、学部が責任を持つことを明確にするため、2012年度に設置されました。公立学校との対比で言えば、附属学校園にとって、学部は教育委員会にあたり、学部長は教育長にあたります。

なお、附属学校園長は、学部の教授から選任され、副校園長以下は秋田県教育委員会との交流人事によって県から大学に派遣される形となっています。

### 附属学校経営委員会について

学部長が指名する校園長代表が委員長となり、その他の校園長3名が副委員長となります。その他、副校園長、副学部長（附属校園担当）、事務室長などで構成されます。

附属学校園がそれぞれの校園だけでなく、全体として教育や研究、地域貢献を進め、学部との共同を進めるために、2014年度に設置されました。3名の副校園長が学部との共同や、地域との連携、教育実習・教員研修プログラム開発を分担することで、附属学校園に課された中期計画の実施・点検・改善にあたっています。

校園長代表は、学部運営会議のメンバーではありました。加えて、2014年度からは学部執行部の一員としても位置づけられるようになりました。

### 附属学校学部共同委員会について

学部との共同の研究や教育を活性化するために設けられた委員会です。2001年に文部科学省から「今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について」（報告）が出されました。この報告を受ける形で、教科教育等教員連絡会議が設置され、後に学部・附属学校園教員会議と改称し、さらに2012年度より、学部共同委員会へと改称しました。

校園長の中の1名が委員長となり、各校園の教頭、事務室長、各教科・領域等の部会長で構成されます。部会は、各教科の他に、道徳、生徒指導、学校経営、幼稚園、特別支援などがあります。部会単位で公開研究協議会や出前授業などの取り組みが行われています。年に1回は総会を開催し、学部教員と附属教員との合同の研修の場ともなっています。

## **附属学校子どもの人権委員会について**

2013年に国のがいじめ防止対策法が成立したことを受け、2014年に設置されました。副学部長（附属学校園担当）が委員長となり、学部の臨床心理学教員、法律学教員、教育学・教育心理学教員と、校園長、副校长長、各校園の保護者代表によって構成されています。

年に1回または2回程度定期的に開催するとともに、事案が発生した場合には適宜開催されます。各校園で行われているいじめアンケートや生じている事案の情報交換を行い、対策を協議します。

具体的な事案が発生した場合に備えるため、人権侵害部会を設置しています。構成員は人権委員会から校園長、副校长長、保護者代表を除いたメンバーです。

## **附属学校地域連携協議会について**

2013年度に設置されたもので、学部長を座長として、校園長、副校长長に、各校園の学校評議員代表と、秋田県教委、秋田市教委の委員によって構成されます。附属学校園が地域の教育界のニーズに応えるための協議の場となっています。

## **附属学校運営全学協議会について**

学長が座長となり、学部長、副学部長（附属学校園担当）、校園長、副校长長で構成されます。2012年度に設置されたのですが、以前「学長との懇談会」として実施されてきたものを引き継いでいます。大学の責任者である学長のリーダーシップの下で、附属学校園の改善・発展を図るための協議の場となっています。